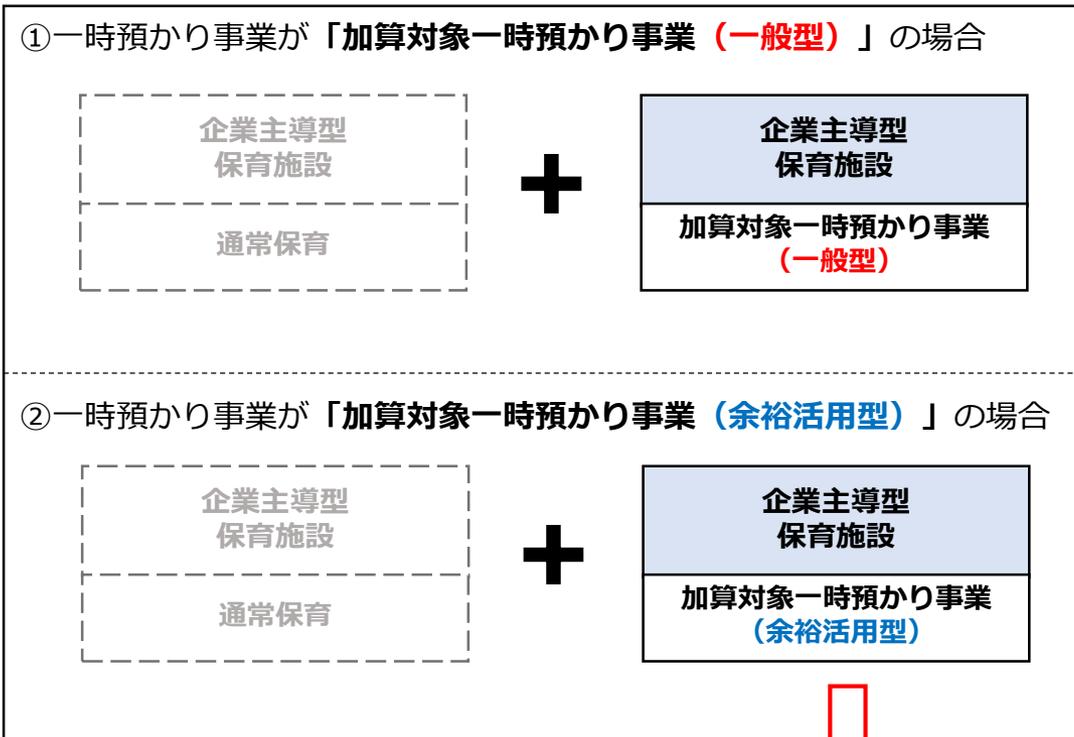


①企業主導型保育施設（通常保育）を利用していない児童



無償化の取扱い

加算対象一時預かり事業
(一般型)
: 施設等利用費の対象 (※)

(※) 3歳以上児の場合、上限3.7万円/月

加算対象一時預かり事業
(余裕活用型)
: 施設等利用費の対象外

(留意点)

保育の必要性のある児童であって、企業主導型保育施設が実施する「加算対象一時預かり事業（余裕活用型）」のみを利用している児童については、「通常保育」（不定期利用（月15日以下の利用）等）を利用できると考えられます。
「通常保育」を利用している場合には、標準的な利用料が無償化（※）となります。

(※) 「地域枠」の利用者の場合には、市町村による保育認定（教育・保育給付第2・3号認定）を受ける必要があります。

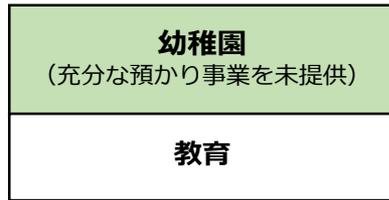
施設等利用費… 施設等利用給付第2・3号認定子ども（保育の必要性がある児童）が、認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業等を利用したとき、市町村から保護者に対して支給される（3歳以上児の場合、上限3.7万円/月）。

② 幼稚園（十分な預かり事業を提供していない幼稚園に限る）を利用してしている児童

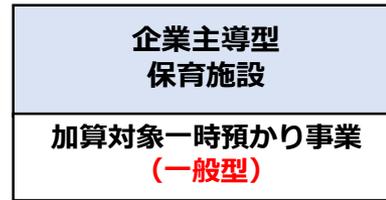
※「十分な預かり事業」の提供とは、「平日8時間以上かつ年間200日以上」の預かり事業」の提供をいう。



① 一時預かり事業が「加算対象一時預かり事業（一般型）」の場合



+



② 一時預かり事業が「加算対象一時預かり事業（余裕活用型）」の場合



+



無償化の取扱い

幼稚園

: 無償化

加算対象一時預かり事業
(一般型)

: 施設等利用費の対象 (※)

(※) 3歳以上児の場合、上限1.13万円/月

幼稚園

: 無償化

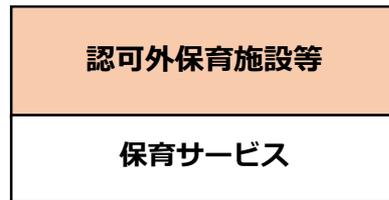
加算対象一時預かり事業
(余裕活用型)

: 施設等利用費の対象外

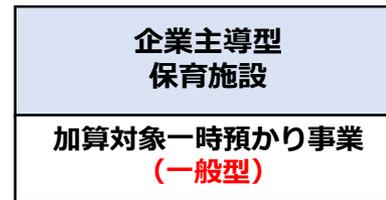
③ 認可外保育施設等を利用してしている児童



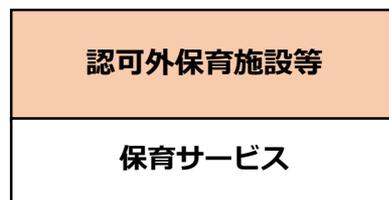
① 一時預かり事業が「加算対象一時預かり事業（一般型）」の場合



+



② 一時預かり事業が「加算対象一時預かり事業（余裕活用型）」の場合



+



無償化の取扱い

認可外保育施設等

: 施設等利用費の対象 (※)

加算対象一時預かり事業
(一般型)

: 施設等利用費の対象 (※)

(※) 3歳以上児の場合、上限3.7万円/月
(利用料の合計金額で判断)

認可外保育施設

: 施設等利用費の対象 (※)

加算対象一時預かり事業
(余裕活用型)

: 施設等利用費の対象外

(※) 3歳以上児の場合、上限3.7万円/月